

新潟市万代島多目的広場条例をここに公布する。

平成30年2月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第1号

新潟市万代島多目的広場条例

(設置)

第1条 市民に多様な活動を行う場及び憩いや集いの場を提供することにより、港をいかしたにぎわいの創出に資するため、新潟市万代島多目的広場（以下「多目的広場」という。）を新潟市中央区万代島4番地2に設置する。

(施設)

第2条 多目的広場に、次に掲げる施設を置く。

(1) 屋内広場

(2) 屋外広場

(供用日)

第3条 多目的広場は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(供用時間)

第4条 多目的広場の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(行為の制限)

第5条 多目的広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、多目的広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 他のものに迷惑を与える行為

(2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失する行為

(3) 物品の販売その他これに類する行為

(4) 火気を使用する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が多目的広場の管理運営上支障があると認める行為

(特別の設備の設置許可)

第6条 利用者は、第2条各号に掲げる施設（以下「屋内広場等」という。）の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(専用利用の許可)

第7条 屋内広場等の専用利用（全部又は一部を独占して利用することをいう。以下同じ。）をしようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(専用利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、屋内広場等の専用利用を許可しない。

(1) 専用利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) 専用利用の内容又は方法が多目的広場の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、多目的広場の管理運営上支障があると認められる場合

(専用利用の取止めの申出)

第9条 屋内広場等の専用利用の許可を受けたもの（以下「許可利用者」という。）は、屋内広場等の専用利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第10条 市長は、許可利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第11条 使用料は、市長が屋内広場等の専用利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、許可利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第17条第2項の規定により屋内広場等の専用利用を取り消された場合

(2) 許可利用者がその責めに帰すことのできない理由によって屋内広場等の専用利用ができなかった場合

(3) 許可利用者が規則で定める日までに第9条の規定による専用利用の取止めの申出をした場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

(使用料の徴収の特例)

第14条 市長は、第11条ただし書の規定による使用料の納付期日前において、その使用料を納付していない許可利用者が前条各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の専用利用の禁止)

第15条 許可利用者は、屋内広場等をその許可を受けた目的以外の目的に専用利用をし、又は第三者に専用利用をさせることができない。

(許可の条件)

第16条 市長は、この条例の規定による許可に多目的広場の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは多目的広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、多目的広場の管理運営上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第18条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

(1) 屋内広場等の利用を終了した場合

(2) 屋内広場等の利用に係る許可を取り消された場合

(3) 行為の中止を命ぜられた場合

(4) 多目的広場からの退去を命ぜられた場合

(損害賠償)

第19条 利用者は、多目的広場の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 前号及び次号に規定する規定以外の規定 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第2条、第6条から第9条まで、第11条、第13条、第15条及び第18条並びに別表の規定（屋外広場に係る部分に限る。） 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 屋内広場の専用利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びに使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

3 屋外広場の専用利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びに使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（前項第3号の規定による施行をいう。）前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表（第10条関係）

区分		1時間当りの使用料の額（円）	
		非営利目的	営利目的
屋内広場	全面	5,000	20,000
	半面	3,000	12,000
屋外広場		2,000	8,000

備考

- 1 上表中「営利目的」とは宣伝、販売その他の営利目的をもって専用利用をすることをいう。
- 2 屋内広場等の専用利用時間に1時間未満の端数の時間がある場合は、その端数の時間は、1時間として計算する。
- 3 屋内広場等を専用利用の準備又は撤去のために資材等の搬入、搬出等で専用利用をする場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 屋内広場等を入場料を徴収して専用利用をする場合の使用料の額は、上表及び備考3に規定する使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 第4条に規定する供用時間以外に専用利用をする場合の使用料の額は、上表並びに備考3及び備考4に規定する使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 6 専用利用について特別に電気又は水道を使用した場合は、これらの実費を徴収することができる。
- 7 屋内広場等の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。